

平成21年1月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第26498号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成20年12月5日

判 決

横浜市 [redacted]

原 告 [redacted]

千葉県 [redacted]

原 告 [redacted]

上記兩名訴訟代理人弁護士

同

東京都港区西麻布四丁目11番3号

被 告

代表者代表取締役

東京都墨田区 [redacted]

被 告

東京都千代田区岩本町一丁目8番15号

被 告

代表者代表取締役

東京都江戸川区 [redacted]

被 告

埼玉県越谷市 [redacted]

被 告

千葉県浦安市 [redacted]

被 告

住居所不明

(最後の住所 東京都港区 [redacted])

[redacted]

[redacted]

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

株式会社サクセスジャパン

竹 内 [redacted]

浜 田 [redacted]

株式会社アイ・ディ・テクニカ

西 條 [redacted]

西 條 [redacted]

小 貫 [redacted]

原 口 [redacted]

被 告 西 村 [REDACTED]
東京都千代田区 [REDACTED]

被 告 高 木 [REDACTED]
主 文

- 1 被告株式会社サクセスジャパン及び被告西村[REDACTED]は、原告[REDACTED]に対し、連帯して、110万円及びこれに対する被告株式会社サクセスジャパンは平成19年10月26日から、被告西村[REDACTED]は平成20年6月13日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社サクセスジャパン、被告株式会社アイ・ディ・テクニカ、被告西村[REDACTED]、被告西條[REDACTED]、被告小貫[REDACTED]、被告原口[REDACTED]及び被告高木[REDACTED]は、原告[REDACTED]に対し、連帯して、447万円並びにこれに対する被告株式会社サクセスジャパン及び被告西條[REDACTED]は平成19年10月26日から、被告西村[REDACTED]は平成20年6月13日から、被告株式会社アイ・ディ・テクニカ、被告小貫[REDACTED]、被告原口[REDACTED]及び被告高木[REDACTED]は同月27日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らの被告浜田[REDACTED]に対する請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告[REDACTED]と被告株式会社サクセスジャパン及び被告西村[REDACTED]との間においては、被告株式会社サクセスジャパン及び被告西村[REDACTED]の負担とし、原告[REDACTED]と被告株式会社サクセスジャパン、被告株式会社アイ・ディ・テクニカ、被告西村[REDACTED]、被告西條[REDACTED]、被告小貫[REDACTED]、被告原口[REDACTED]及び被告高木[REDACTED]との間においては、被告株式会社サクセスジャパン、被告株式会社アイ・ディ・テクニカ、被告西村[REDACTED]、被告西條[REDACTED]、被告小貫[REDACTED]、被告原口[REDACTED]及び被告高木[REDACTED]の負担とし、原告らと被告浜田[REDACTED]との間においては、原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1、2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告株式会社サクセスジャパン，被告西村■■■■ 及び被告浜田■■■■ は，原告■■■■ ■■■■ に対し，連帯して，110万円及びこれに対する被告株式会社サクセスジャパンは平成19年10月26日から，被告西村■■■■ は平成20年6月13日から，被告浜田■■■■ は平成19年10月31日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社サクセスジャパン，被告株式会社アイ・ディ・テクニカ，被告西村■■■■ ，被告浜田■■■■ ，被告西條■■■■ ，被告小貫■■■■ ，被告原口■■■■ 及び被告高木■■■■ は，原告■■■■ ■■■■ に対し，連帯して，447万円並びにこれに対する被告株式会社サクセスジャパン及び被告西條■■■■ は平成19年10月26日から，被告西村■■■■ は平成20年6月13日から，被告浜田■■■■ は平成19年10月31日から，被告株式会社アイ・ディ・テクニカ，被告小貫■■■■ ，被告原口■■■■ 及び被告高木■■■■ は同月27日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は，原告らが，証券業の登録のない会社から虚偽の事実等を申し向けられ，いわゆる未公開株式を購入したことによって損害を被ったとして，その購入を勧誘した会社，その代表取締役又は取締役等を被告として，不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

1 前提となる事実（末尾に証拠等を掲げる。）

- (1) 原告■■■■ （以下「原告■■■■ 」という。）は，昭和12年■■■■ ■■■■ 生まれであり，大型コンピューターのデータ管理業務の仕事に従事していたが，平成7年に退職し，平成16年当時は年金生活者であった（甲18，弁論の全趣旨）。
- (2) 原告■■■■ （以下「原告■■■■ 」という。）は，昭和11年■■■■ ■■■■ 生まれであり，旧建設省において事務の仕事に従事していたが，平成元年に退職

し、平成17年当時は年金生活者であった（甲19、弁論の全趣旨）。

(3) 被告株式会社サクセスジャパン（以下「被告サクセス」という。）は、有価証券の保有及び運用業務、証券仲介業等を目的として平成15年7月17日に設立され、証券業の登録を受けていない株式会社である（弁論の全趣旨）。

(4) 被告西村■■■■（以下「被告西村」という。）は、被告サクセスが設立された際の発起人であり、また、設立後は取締役就任したが、平成17年7月31日に辞任した（甲6、30）。また、被告西村は、平成16年6月29日、被告株式会社アイ・ディ・テクニカ（以下「被告IDT」という。）の取締役に就任したが、平成17年2月28日、取締役に辞任した（弁論の全趣旨）。

(5) 被告浜田■■■■（以下「被告■■■■」という。）は、被告サクセスが設立された際に、監査役として登記されたが、平成15年11月1日に辞任登記され、同日、取締役に就任した。その後、平成16年5月31日、取締役に重任した旨の登記がされた（甲6、30）。

被告■■■■は、被告サクセスの代表取締役であった浜田■■■■と結婚して同居していたが、被告サクセス設立後数か月後に浜田■■■■が家を出たため、別居し、その後、平成19年4月に離婚した（弁論の全趣旨）。

(6) 被告IDTは、顔写真や指紋等を用いた本人確認技術及び真偽鑑定技術の企画・調査・研究開発及び販売などを目的とした未公開の株式会社であり、平成10年6月16日に設立された（弁論の全趣旨）。

平成17年6月ころの被告IDTの大株主は、株式会社I.N.Tキャピタル（以下「I.N.Tキャピタル」という。）（持株比率24.5%）、アイディジャパン投資事業有限責任組合（持株比率6%）、サクセスジャパン投資事業有限責任組合（持株比率6%）、株式会社HIRAMA（平成16年3月1日に「株式会社ウィナーズジャパン」から商号変更。以下「ウィ

ナーズジャパン」という。) (持株比率4.2%) などであった(甲7, 34)。この内, I. N. Tキャピタルは, 平成15年9月12日から被告西村が代表取締役を務め, ウィナーズジャパンは, 平成14年10月8日から平成15年6月18日までの間, 被告西村が代表取締役を務めていた(甲32, 34)。

(7) 被告西條■■■■ (以下「被告西條」という。) 及び被告原口■■■■ (以下「被告原口」という。) は, 平成16年6月29日, 被告IDTの取締役に就任し, その後, 被告原口は同年9月14日, 被告西條は同年8月20日, それぞれ被告IDTの代表取締役に就任した。被告高木■■■■ (以下「被告高木」という。) は, 同年9月14日, 被告IDTの取締役に就任し, 被告小貫■■■■ (以下「被告小貫」という。) は, 同日, 被告IDTの代表取締役に就任した。(以上につき, 弁論の全趣旨)

(8) 手続中断前相被告であるPBJ株式会社(以下「PBJ社」という。) は, パーソナルコンピューター及び周辺機器並びにソフトウェアの設計, 制作, 販売及び輸出入を目的とした株式会社であり, 平成14年6月11日に設立された。その後, 平成20年2月14日, PBJ社は, 破産申立てを行い, 同月20日, 破産手続開始決定がなされた。(以上につき, 弁論の全趣旨)

(9) 株式会社アイ・ディ・テクニカ販売(以下「IDT販売社」という。) は, 静脈パターン等による生体認証技術を用いた本人認証用セキュリティ製品及びシステムの企画・調査研究・開発及び販売, 有価証券の保有等を目的として, 平成17年6月10日に設立された株式会社であり, 被告原口が代表取締役を, 被告高木及び被告小貫が取締役を務めている(甲9)。IDT販売社の本店の所在地は, 設立当時, 被告IDTの本店所在地と同じであった(甲9, 弁論の全趣旨)。

(10) 浜田■■■■ は, 被告サクセスの設立時から平成19年2月1日までの間, 被告サクセスの代表取締役を務めた者であり(甲6, 30), 原告らから, 本

件の被告の一人として同様の訴えを提起され、適式の呼出しを受けながら口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しなかったため、本件と分離され、請求認容の調書判決を受けた。

2 争点及び当事者の主張

(1) 原告■■■■の各請求について

(原告■■■■)

ア 事実の経緯

原告■■■■は、平成16年7月ころ、被告サクセスの従業員から、未公開株の購入を勧誘する電話を受け、パンフレットを送るので、見るだけでも見てほしいなどと言われた。

その後、原告■■■■に送られてきたPBJ社の未公開株の案内パンフレットには、株式発行会社としての事業計画書やPBJ社がタブレット型パソコンを発売することを紹介した日経新聞の記事の写し、「2005年6月決算をもって上場申請を目標としています」、「最近の未公開株株式の上場動向をみますと、PER（株価収益率）が50～60倍で初値が付いております。PBJ社はPERを10倍に設定しております」等と記載された書面等、あたかもPBJ社の上場が間もなく、上場すれば上場後の株価上昇により多額の利益を得られるとの誤認を与える書面が同封されていた。そして、「お譲りできる株数と期限がありますので、8月2日締め切り当日までにお申し込みください。」とも記載されていた。

上記パンフレット受領後数日して、原告■■■■は、被告サクセスの従業員からの電話を受け、「半年以内に上場します。」、「タブレット型の画面で、携帯でき、手書きでその場でパソコンに入力できる画期的なパソコンであるタブレット型パソコンが主力商品の会社で注目されており、将来急成長が見込まれること確実です。」、「ひとたび売り出せば引っ張りだこになる。上場さえすれば購入金額を上回るのは確実」、「この会社は商品

がしっかりしているから上場すればすごいことになる。」などと、あたかも上場が間近に迫っているかのような虚偽の説明を受け、かつ、上場すれば株価が確実に購入価格を上回る旨の断定的判断の提供を伴う勧誘をされた。

原告■は、パンフレットに加えて従業員からの説明で被告サクセスを更に信頼し、また、8月2日が締め切りと言われて、よく検討する暇を与えられないままに、1株25万円で4株、合計100万円分の株を購入することに決め、平成16年8月2日、被告サクセスに100万円を送金した。

しかし、上場予定の平成17年6月を過ぎても何の連絡もなかったため、原告■は不安になり、被告サクセスに電話を架けて、PBJ社の上場の状況について尋ねたところ、被告サクセスの従業員から、決算が不良のため、公開を先に延ばすことになった旨伝えられた。その後も、原告■は、何度か被告サクセスに電話で状況を尋ねて、毎回、「PBJ社は大丈夫です。来期の決算後に上場します。」などと言われていたが、平成18年11月初旬ころ、被告サクセスから、PBJ社の純損益が3億4797万1622円のマイナスであると記載された決算書類の送付を受けた。

イ 未公開株詐欺商法

株式取引は、売買か仲介か、上場株式か未上場株式かを問わず、業として行うためには証券業の登録を要するものであり、内閣総理大臣の登録を受けずに行う証券業の無登録営業は、証券取引法28条に反するから、証券業登録を受けずに証券取引を行う行為、又は、証券取引を行う資格がないのにあるかのように装って証券取引を行うと称して金銭の交付を受ける行為は、不法行為を構成する。

また、未公開株式は、正規の証券会社であっても、いわゆる「グリーンシート銘柄」を除き、その取引の勧誘が原則として禁じられているし、東

証マザーズなど多くの証券取引所では、上場前一定期間に未公開株を取得した者について、上場後一定期間の譲渡制限がなされており、上場による株価上昇の利益を得られないようになっているのだから、無登録業者が、正規の業者でも原則として取り扱えない未公開株をあたかも登録を受けた正規の業者であるかのように振る舞って、上場した場合に何倍もの利益が得られるとの断定的判断を提供して本来的価値に比して著しく高額で売りつける未公開株商法は、詐欺以外の何物でもない。

ウ 被告サクセスの責任

原告■■■が被告サクセスから購入したP B J社の株式はグリーンシート銘柄ではなく、また、P B J社上場後の短期的な株価上昇の利益を得ることができないにもかかわらず、被告サクセスは、原告■■■に対し、正規の登録を受けた業者であるかのように装って、P B J社が直ぐに上場して多額の利益を確実に得ることができるかのような虚言を弄し、P B J社の1株当たりの純資産額6832円（平成16年6月30日現在）に比して著しく高額な発行価格である1株25万円でP B J社の未公開株を売りつけて、原告から株式の購入代金名下に金銭を騙取したものであり、これは、証券取引秩序を逸脱し、取引公序を著しく逸脱するものとして違法であって、被告サクセスが使用者責任（民法715条、709条）又は固有の不法行為責任（民法709条）を負うことは明らかである。

エ 被告西村及び被告■■■の責任

被告サクセスの取締役であった被告西村及び被告■■■は、取締役による監視監督義務を故意又は重過失により怠ったことによる取締役の責任を負う（平成17年法律第87号による改正前の商法（以下「旧商法」という。）266条の3）。

オ 損害の有無及びその額

原告■■■は、被告サクセス、被告西村及び被告■■■の上記不法行為によ

り、100万円を被告サクセスに送金し、また、本件訴訟を提起するために弁護士を委任し、報酬等として10万円以上を支払う約束をした。

したがって、原告■■■は、被告サクセス、被告西村及び被告■■■の上記不法行為により、合計110万円の損害を被った。

カ よって、原告■■■は、被告サクセス、被告西村及び被告■■■に対し、不法行為又は旧商法266条の3に基づき、連帯して、損害110万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告サクセス)

原告■■■の主張は争う。

(被告■■■)

原告■■■の主張は争う。

浜田■■■と結婚していた当時、浜田■■■から、会社設立に必要な役員が足りないから、確認しないままに被告■■■の名義を使ったと言われた。その数か月後に、浜田■■■は家を出て行き、離婚した。

被告■■■は、形式だけの役員であり、会社に行ったことも、社員に会ったこともないし、報酬を一度ももらっていない。そして、浜田■■■から、会社の内容を聞いていない上、家を出て行かれたため、平成16年5月31日に取締役任重任となった事実を含め、何も知らなかった。

(2) 原告■■■の各請求について

(原告■■■)

ア 事実の経緯

原告■■■は、平成17年7月ころ、被告サクセスの従業員から未公開株の購入を勧誘する電話を受け、パンフレットだけでも見てほしいなどと言われた。その後、被告IDTの未公開株の勧誘ビデオ、パンフレット、被告IDTの事業計画書が送付され、そこには、被告IDTが静脈認証ソフ

トを開発しており、将来有望な商品を扱っている旨記載されていた。

原告■は、上記勧誘に興味を持ったが、振込詐欺の類ではないかとの懸念から、被告サクセスの本店を訪問し、実体があることを確認した上で、被告IDTの未公開株式について、「近いうちに上場することはほぼ確実」、「上場の準備をしている」、「公開すれば値が必ず上がる」旨の勧誘を受け、会社の雰囲気や契約書の体裁が整っていることから信頼できる会社であるとの印象を持ち、同年11月29日、被告サクセスが業務執行組合員となっているアイ・ディ・テクニカ投資事業有限責任組合（以下「IDT投資事業有限責任組合」という。）に1株40万7000円で10株申込み、407万円を支払って、出資証券を受け取った。

しかし、被告IDT株式は上場されず、平成18年12月ころ、原告■は、被告サクセスの従業員から、株式会社井六園ワールド（以下「井六園」という。）は業績が良く見込みがあるとして、被告IDTの株式と井六園の株式とを交換するように説得され、やむなく交換に応じ、被告IDTの出資証券を返却の上、井六園の額面418万円相当の出資証券を受け取った。なお、原告■の当初の入金額と上記418万円の差額11万円については、追加入金を求められなかった。

イ 被告サクセスの責任

未公開株詐欺商法は、前記「(1) 原告■の各請求について」イのとおりの問題があるところ、原告■が被告サクセスから購入した被告IDTの株式はグリーンシート銘柄ではなく、また、被告IDT上場後の短期的な株価上昇の利益を得ることができないにもかかわらず、被告サクセスは、原告■に対し、正規の登録を受けた業者であるかのように装って、被告IDTが直ぐに上場して多額の利益を確実に得ることができるかのような虚言を弄し、被告IDTの1株当たりの純資産額1万8281円（平成17年3月31日現在）に比して著しく高額な発行価格である1株40万7

000円で被告IDTの未公開株を売りつけて、原告から株式の出資持分代金名下に金銭を騙取したものであり、これは、証券取引秩序を逸脱し、取引公序を著しく逸脱するものとして違法であって、被告サクセスが使用者責任（民法715条、709条）又は固有の不法行為責任（民法709条）を負うことは明らかである。

なお、被告サクセスは、直接未公開株を販売する形式を取らず、被告サクセスが組成したIDT投資事業有限責任組合が未公開株を取得し、一般投資家は同組合へ出資するという形式を取っているが、これは、証券取引法を潜脱するために採っている形式にすぎないから、被告サクセスの不法行為は問題なく認められる。

ウ 被告西村及び被告■■■■の責任

被告サクセスの取締役であった被告西村及び被告■■■■は、取締役による監視監督義務を故意又は重過失により怠ったことによる取締役の責任を負う（旧商法266条の3）。

エ 被告IDT、被告西條、被告小貫、被告原口及び被告高木の責任

被告IDTは閉鎖会社であるから、株式の第三者割当てを行うに当たっては割当て会社の実体について調査検討しているはずである上、被告IDTの旧取締役であった被告西村が、100%出資して被告サクセスを設立したのであるし、被告西村が被告IDTの取締役であった平成16年6月29日から平成17年2月28日までの間は、被告サクセスの取締役も兼務し、さらに被告IDTの大株主は被告西村が実質的に支配する会社又は組合であった上、被告サクセスが主催した一般投資家に出資を呼び掛けた集會に被告高木が出席して企業内容等について説明を行った経緯などからして、被告IDTは、被告サクセスが無登録で未公開株を一般投資家に販売する会社であることを熟知していた。また、被告サクセスは、IDT投資事業有限責任組合に対し、被告IDTの1株当たりの純資産額1万82

81円（同年3月31日時点）の約3倍もの価格である1株5万円で発行しているから、被告IDTは、被告サクセスによる一般投資家への株の販売価格が本来的価値に比して著しく高額になることも認識していた。

そして、被告西條、被告小貫、被告原口及び被告高木は、被告サクセスと共謀して未公開株を被告サクセスに対して発行し、違法な利益の分け前を得ていたのであるから、民法709条及び旧商法266条の3により、不法行為責任及び取締役の責任を負い、被告サクセス及び同社取締役らとともに共同不法行為責任を負う。

また、被告IDTは、同社取締役らの行為により不法行為責任を負い、被告サクセス及び同社取締役らとともに共同不法行為責任を負う（民法709条、44条、715条、719条）。

オ 損害の有無及びその額

原告■■■は、被告サクセス、被告西村、被告■■■、被告IDT、被告西條、被告原口、被告高木及び被告小貫の上記共同不法行為により、407万円を送金し、また、本件訴訟を提起するために弁護士を委任し、報酬等として40万円以上支払う約束をした。

したがって、原告■■■は、上記共同不法行為により、合計447万円の損害を被った。

カ よって、原告■■■は、被告サクセス、被告西村、被告■■■、被告IDT、被告西條、被告原口、被告高木及び被告小貫に対し、不法行為、旧商法266条の3等に基づき、連帯して、損害447万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告サクセス)

原告■■■の主張は争う。

(被告■■■)

原告■■■■の主張は争う。

被告■■■■の主張は、前記原告■■■■の主張に対する反論記載のとおり。

(被告I D T, 被告西條, 被告原口, 被告高木, 被告小貫)

原告■■■■の主張は争う。

原告■■■■が出資したI D T投資事業有限責任組合が保有する被告I D Tの株式は、平成17年7月にI D T販売社からサクセスジャパン投資事業有限責任組合に名義変更され、平成18年7月には同組合からアイディテクニカS J 8号投資事業組合に名義変更された株式であり、被告I D Tが被告サクセスに割り当てた株式ではないし、被告I D Tは当該株券が流通する認識を有していなかった。被告I D Tは、I D T投資事業有限責任組合の運営に全く関与しておらず、原告■■■■がI D T投資事業有限責任組合に出資したことにも関与していなかったばかりか、被告サクセスから、投資事業組合は証券取引法上認められているもので、会計士の監査を受けて財務局に届出を行うから問題はないし、株券は組合が保有し、投資家に株式を売るわけではないから、未公開株の販売に当たらないと説明を受けていたのである。そして、被告I D Tの取締役である被告高木が講演を行ったのは、既に投資した出資者に対する会社の現況報告等を話してほしいという依頼に応じたものであって、原告■■■■が主張するように一般投資家への出資募集を呼び掛ける集会ではなかった。また、被告I D Tの1株を5万円と設定したのは、会社設立時の額面金額が5万円であった上、以前の新株引受権付社債の行使価格が5万円であったからにすぎない。

このように、被告I D Tは、大株主である被告サクセス及びその関連会社の実態や運営を知り得る立場にはなく、被告サクセスによる未公開株販売について、被告I D Tは関与していない。

第3 争点に対する判断

1 原告■■■■の請求について

(1) 前記「前提となる事実」，証拠（甲1，18）及び弁論の全趣旨を総合すると，以下の事実が認められる。

ア 平成16年7月ころ，原告■■■の元に，被告サクセスの社員から未公開株の購入を勧める電話が架かってきた。原告■■■は購入を断ったが，被告サクセスの従業員は，「パンフレットをお送りしますから，見るだけでも見て下さい。」と述べた。

その後，被告サクセスから，PBJ社の未公開株の案内パンフレット，PBJ社の事業計画書，PBJ社がタブレット型パソコンを発売することを紹介した日本経済新聞記事の写し，そして，「2005年6月決算をもって上場申請を目標としています。」，「最近の未公開株株式の上場動向をみますと，PER（株価収益率）が50～60倍で初値が付いております。PBJ社はPERを10倍に設定しております。」，「お譲りできる株数と期限がありますので，8月2日締め切り当日までにお申し込みください。」等と記載された文書が送られてきた。

この数日後，原告■■■の元に，被告サクセスの社員から電話が架かってきて，原告■■■が，「大丈夫なの？」と聞くと，「半年以内に上場します。」，「画期的なタブレット型パソコンが主力商品の会社で注目されており，将来急成長が見込まれることが確実です。」，「ひとたび売り出せば引っ張りだこになる。上場さえすれば購入金額を上回るのは確実。」，「この会社は商品がしっかりしているから上場すればすごいことになる。」などと述べた。

原告■■■は，被告サクセスから送られてきた書面や説明から，PBJ社の上場が間もなくであり，上場すれば，多額の利益が得られるのだと思い，同年8月2日の締め切り前に急いで申し込まなければならないと考え，同日，被告サクセスに対し，1株25万円で4株分の合計100万円を送金した。

イ 被告サクセスは、証券取引法に定める証券業の登録を受けたことはなかったが、平成16年当時、未公開株式の購入勧誘・販売等を業として行っていた。

日本証券業協会は、グリーンシート銘柄を除く未公開株式の取引を禁止する規則を定め、自主規制を行っているところ、被告サクセスが原告■■■■■に対して販売した株式は、いわゆるグリーンシート銘柄以外の未公開株式であった。

ウ 被告■■■■■は、被告サクセスが設立された平成15年ころ、当時結婚して同居していた浜田■■■■■から、会社の設立に必要な役員が足りなかったから、被告■■■■■の承諾を得ずに、被告■■■■■の名義を使った旨の話をされた。

その後、浜田■■■■■が家を出て別居し、離婚するに至ったため、被告■■■■■は、会社の役員に名前が使われた状態を放置し、その後、平成16年5月31日に被告サクセスの取締役役に重任された旨登記されたことや被告サクセスの業務内容を知らないままに過ごし、被告サクセスの取締役会等の会議に出席することも、報酬を受け取ることもなかった。

(2) 被告サクセスの責任について

上記認定事実によると、被告サクセスの原告■■■■■に対するPBJ社の未公開株式の購入勧誘及び販売行為（以下「本件取引I」という。）は、被告サクセスの営業行為の一環として行われたものといえるところ、被告サクセスは、平成18年法律第65号による改称前の証券取引法28条（現在の金融商品取引法29条）で定める登録を受けずに、日本証券業協会が自主規制を行っているいわゆるグリーンシート銘柄以外の未公開株式の取引を行っていたことが認められる。しかも、本件取引I当時、PBJ社が上場間近であった状況を具体的に示す証拠はなく、現在においてもPBJ社は上場していないまま、平成20年2月20日に破産手続開始に至っている経過に照らすと、本件取引I当時において、PBJ社は上場が間近であるとい

う状況ではなかったと推認できるから、被告サクセスが、本件取引Ⅰに当たり、原告■■■に対して行ったP B J社の上場は間近で確実である旨の説明は虚偽であったと認めるのが相当である。また、被告サクセスが、原告■■■に対して行った値上がりは確実である旨の説明は不適切な説明であることは明らかであるし、当時、P B J社の株式の値上がりは確実であったことを窺わせる証拠もない。さらに、P B J社の株式の販売価格が適正であったことを示す証拠が何らない以上、原告■■■に対するP B J社の株式の販売価格は適正価格ではなかったものと推認できるから、被告サクセスは、原告■■■に対し、適正価格であるかのように装って、P B J社の株式を適正ではない価格で販売したことになる。

そうすると、被告サクセスは、原告■■■に対し、販売資格がないにもかかわらず、P B J社の未公開株式を販売し、しかも、その購入勧誘に際して、P B J社が上場間近であるといった虚偽の説明や株価が確実に上がるという不適切な説明を述べた上で、適正価格ではない価格でP B J社の未公開株式を販売したものであって、これは、不法行為を構成し、被告サクセスは、原告■■■に対し、この不法行為によって原告■■■が被った損害を賠償する責任を負うものと解すべきである。

(3) 被告西村の責任について

被告西村は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

前記「前提となる事実」(4)のとおり、被告西村は、本件取引Ⅰが行われた当時、被告サクセスの取締役であったのだから、その地位に基づく被告サクセスに対する監視監督義務に基づき、被告サクセスが本件取引Ⅰのような不法行為を行わないようにし、業務の適正化を図るように監視監督すべき義務があったにもかかわらず、この監視監督義務を怠ったものであり、この監視監督義務違反につき、少なくとも重過失が認められる。

したがって、被告西村は、旧商法266条の3第1項に基づき、原告■■■■■に対し、本件取引Iによって原告■■■■■が被った損害を賠償する責任を負い、被告サクセスと共同不法行為責任（民法719条）を負うことになる。

(4) 被告■■■■■の責任について

前記「前提となる事実」(5)及び認定事実ア、ウのとおり、被告■■■■■は、本件取引Iが行われた当時、被告サクセスの取締役として登記されていたことが認められ、また、平成15年7月1日付けで、被告サクセスの監査役に就任することに承諾して押印された被告■■■■■名義の書面が作成されている（甲6）。

しかしながら、前記「前提となる事実」(5)及び認定事実ウのとおり、被告■■■■■は、被告サクセスが設立されたころ、結婚して同居していた浜田■■■■■から、被告サクセスの設立に必要な役員が足りないから、承諾を得ずに被告■■■■■の名義を使った旨を告げられたものの、その後直ぐに浜田■■■■■と別居したこともあり、被告■■■■■名義の監査役の登記をそのまま放置し、その後、被告サクセスの取締役として登記されたことを知らず、そして、被告サクセスの状況はもちろん、その業務内容を知らないままに、取締役としての活動を一切行わずに過ごしていたものである。そうすると、被告■■■■■は被告サクセスの取締役として登記されていたものの、それは浜田■■■■■が被告■■■■■の名義を無断で使用して登記されたものであって、被告■■■■■は、設立時に会社の役員として名前を使用した旨を事後に知らされていたとはいえ、取締役への就任については、事前にも事後にも承諾したとは認められず、被告■■■■■は、被告サクセスの名目的取締役にさえ就任していたと認めるには足りないというべきである。

これに対し、原告らは、被告■■■■■が取締役就任を承諾していた旨主張し、被告■■■■■も、登記簿上、被告サクセスの役員に就任している外形となっていることは認めており、また、被告サクセス設立時に作成された被告■■■■■名義

の監査役就任の承諾書（甲6）も存在する。しかしながら、この書面（甲6）には被告■の自筆の署名はなく、その印影もいわゆる三文判によるものと推認される上、当時被告■が結婚して同居していた浜田■は、印鑑の持ち出しも可能であったことに照らすと、前掲承諾書の存在から直ちに被告■が監査役就任を事前又は事後に承諾したとは認められず、さらに、被告■が浜田■と別居した後は被告サクセスとの接点がなくなった状況等も勘案すると、被告■が取締役就任を事前又は事後に承諾したとは認め難い。そして、その他に原告らの主張を認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告■が、被告サクセスの取締役であることを前提とする、原告■の被告■に対する監視監督義務違反を理由とする請求は理由がないことになる。

(5) 損害の有無及びその額

前記認定事実アのとおり、原告■は、本件取引Iによって、被告サクセスに対し、100万円を支払ったのだから、原告■は、上記不法行為によって同額の損害を被ったことになる。

そして、原告■が本件訴訟を提起するに当たり委任した弁護士の費用については、被告サクセス及び被告西村の上記不法行為と相当因果関係のある損害として、10万円を認めるのが相当である。

したがって、被告サクセス及び被告西村の上記不法行為によって、原告■が被った損害は、合計110万円というべきである。

(6) よって、原告■は、被告サクセス及び被告西村に対し、民法709条、旧商法266条の3第1項及び民法719条に基づき、上記不法行為によって被った損害110万円及びこれに対する訴状送達の日翌日からの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

これに対し、原告■の被告■に対する請求は、上記のとおり、理由がない。

2 原告■■■■の請求について

(1) 前記「前提となる事実」，証拠（甲2，3，19）及び弁論の全趣旨を総合すると，以下の事実を認めることができる。

ア 平成17年7月ころ，原告■■■■に，被告サクセスの社員から，未公開株の購入を勧める電話が架かってきた。原告■■■■が興味はないと言うと，被告サクセスの従業員は，「パンフレットだけでも見ていただけませんか。」と述べた。

その後，被告サクセスから，被告IDTの未公開株式購入勧誘ビデオ，パンフレット，被告IDTの事業計画書等が送られてきた。送られてきたパンフレットには，被告IDTが静脈認証ソフトを開発しており，将来有望な商品を扱っているなどと記載されていた。

原告■■■■は，被告サクセスからの勧誘が振り込め詐欺の類ではないかと考え，同年9月ころ，被告サクセスの本店を訪問し，実体ある会社であることを確認した。その際，被告サクセスから，被告IDTの未公開株式について，「近いうちに上場することはほぼ確実。」，「上場の準備をしている。」，「公開すれば値が必ず上がる。」等と説明を受けた。

原告■■■■は，被告サクセスからの説明等から，被告サクセスは信頼できる会社であるとの印象を受け，同年11月29日，被告サクセスに指示されたとおり，IDT投資事業有限責任組合に対し，株式1株40万7000円を10株分という計算で合計407万円を支払い，出資証券を受け取った。ただし，この支払は，原告■■■■が，IDT投資事業有限責任組合に一般組合員として加入するために，10口407万円分を申し込むという形式を取っていた。

イ 原告■■■■は，平成18年12月ころ，被告サクセスの社員から，被告IDTの業績が思わしくないから，業績が良く見込みがある井六園の株式と被告IDTの株式を交換するように説得されたため，交換に応じ，被告I

D Tへの出資証券を返却する代わりに、額面418万円相当の井六園への出資証券を受け取り、原告■■■■は差額11万円の追加入金を特に求められなかったため、差額を支払っていない。

ウ 被告サクセスが原告■■■■に対して販売した株式は、いわゆるグリーンシート銘柄以外の未公開株式であった。

エ 被告サクセスは、I D T投資事業有限責任組合の業務執行組合員になっている。

(2) 被告サクセスの責任について

上記認定事実によると、被告サクセスの原告■■■■に対する被告I D Tの未公開株式の購入勧誘及び販売行為（以下「本件取引Ⅱ」という。）は、被告サクセスの営業行為の一環として行われたものということができるところ、被告サクセスは、本件取引Ⅱに当たり、原告■■■■に対し、「近いうちに上場することはほぼ確実。」などと述べ、被告I D Tの上場が間近で確実である旨説明しているが、現在に至っても被告I D Tは上場していない上、当時、被告I D Tが上場間近な状況であったことを示す証拠はなく、かえって、証拠（甲16）によれば、平成18年5月31日の段階においても、上場の申請に必要な作業を行うための外部機関（監査法人等）との契約の締結すらされておらず、上場のためには平成19年3月決算期の会計監査を受けることが少なくとも必要であったことが認められるから、被告I D Tは上場間近であるとは到底いえない段階、状況であったと認められ、被告サクセスが原告■■■■に対して行った上記説明は虚偽であったと認めるのが相当である。そして、被告サクセスが、原告■■■■に対して行った株価が必ず上がる旨の説明は断定的な判断の提供であるし、当時、被告I D Tの株式の値上がりが確実であったことを窺わせる証拠もない。さらに、被告I D Tの株式の販売価格が適正であったことを示す証拠も一切なく、原告■■■■に対する被告I D Tの未公開株式の価格は適正でなかったものと推認できるから、被告サクセスは、

原告■■■■■に対し、適正価格であるかのように装って、適正ではない価格で被告 I D T の未公開株式を販売したことになる。なお、原告■■■■■は、I D T 投資事業有限責任組合への加入金という形式で、同組合に対して 4 0 7 万円を振り込んでいるものの、被告サクセスが I D T 投資事業有限責任組合の業務執行組合員になっていることや、被告サクセスが原告■■■■■に対して行った未公開株式購入の勧誘等の際の説明内容、その後、被告サクセスから、被告 I D T の株式を井六園の株式と交換するように説得された経緯などからすると、その実質は、被告 I D T の株式購入代金としての支払と同視できるものと認めるのが相当である。

そうすると、被告サクセスは、原告■■■■■に対し、未公開株式の販売資格がないにもかかわらず、被告 I D T の未公開株式を販売した上、その購入勧誘に際して、被告 I D T は上場間近ではないのに上場間近である旨述べ、また、販売価格が適正価格ではないのに適正価格であるかのように述べるといった虚偽の説明を行い、被告 I D T の株価が確実に上がる旨の不適切な説明を述べ、適正ではない価格で被告 I D T の未公開株式を販売したものであって、これは、不法行為を構成し、被告サクセスは、原告■■■■■に対し、この不法行為によって原告■■■■■が被った損害を賠償する責任を負うものと解すべきである。

(3) 被告西村の責任について

被告西村は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

前記「前提となる事実」のとおり、被告西村は、原告■■■■■が被告サクセスに金銭を支払ったころには、被告サクセスの取締役を辞任しているものの、被告サクセスの社員が原告■■■■■に最初に電話を架けて未公開株式の購入を勧誘した平成 1 7 年 7 月には、まだ取締役であった上、原告■■■■■に対する未公開株式の購入勧誘及び販売からみても明らかなように、被告サクセスは、被

被告西村が取締役に就任している間、その営業行為の一環として未公開株式の購入勧誘及び販売を行っていたことからすると、被告西村は、取締役として、被告サクセスが原告■■■■を含めた一般投資家に対する違法な未公開株式の購入勧誘等を行わないようにし、業務の適正化を図るように監視監督する義務を負っていたというべきである。

それにもかかわらず、被告西村は、何らの行動をせず、被告サクセスの従業員による購入勧誘を放置し、そのため、原告■■■■に対する上記不法行為が行われたことになるから、少なくとも重過失による監視監督義務違反が認められ、原告■■■■に対し、監視監督義務を怠ったことによる取締役の責任を負う（旧商法266条の3第1項）。

(4) 被告■■■■の責任について

前述のとおり、被告■■■■は、被告サクセスの取締役に就任したとは認められず、名目的取締役にさえ該当しないから、被告■■■■が被告サクセスの取締役であることを前提とする原告■■■■の請求は理由がない。

(5) 被告I D Tの責任について

被告西村が被告サクセスと被告I D Tの取締役に兼務していた時期があり、さらには、被告西村が、被告I D Tの大株主であるI. N. Tキャピタル及びウィナーズジャパンの代表取締役であった時期があったこと（前記「前提となる事実」(4)(6)）からすると、被告I D Tと被告サクセスの関係が密接であったことは明らかである上、被告サクセスが主催し、一般投資家が参加して平成17年5月20日に開催された集会に、被告I D Tの取締役である被告高木が出席し、被告I D Tの企業内容等を説明したり（甲15の1・2、35、36）、被告I D Tが、被告サクセスに対し、平成18年5月31日、株式上場準備の進捗状況を報告する文書を渡しており、被告サクセスを通じて原告■■■■がこれ入手していること（甲16）からすると、被告I D Tは、被告サクセスの未公開株式の購入や出資の勧誘に直接関与していたともい

得るから、被告 I D T は、被告サクセスが被告 I D T の未公開株式の購入勧誘を行い、そして販売していることを認識又は認識し得たものと認められ、またそれ以上に、被告 I D T は、被告サクセスによる被告 I D T の未公開株式の購入勧誘及び販売に加担していたものとも認められる。

これに対し、被告 I D T は、被告サクセスから投資事業組合は証券取引法上認められているもので、会計士の監査を受けて財務局に届出を行うから問題はないし、株券は組合が保有し、投資家に株式を売るわけではないから、未公開株の販売に当たらない等と説明を受けており、被告サクセスが未公開株式を流通させていたとは知らなかったし、I D T 投資事業有限責任組合の運営に全く関与していなかった等と主張し、自らの責任を争っている。しかしながら、被告 I D T が被告サクセスから前記のような説明を受けていたと認めるに足りる証拠がない上、仮にこのような説明を受けていたのであるならば、被告 I D T は、未公開株式を保有する投資事業組合への一般投資家の出資を勧誘することにより、実質的に未公開会社である被告 I D T への出資の勧誘を被告サクセスが行っていることは認識していたことが優に推認できるのであって、上記のとおり、被告西村が被告 I D T と被告サクセス取締役を兼務するなど、両会社の関係が密接であり、両会社の業務内容について十分に把握できる状況にあったことや、被告 I D T が被告サクセスによる被告 I D T の未公開株式の販売勧誘等に関わった上記経緯などに照らすと、かえって、被告 I D T は、被告サクセスによる組合への出資という形を含む未公開株式の購入勧誘及び販売について認識した上、それを認容し、幫助していたと認められる。したがって、被告 I D T の主張は採用できない。

よって、被告 I D T は、共同不法行為責任を負い、原告■■■■■に対し、同人が本件取引 II によって被った損害を賠償する責任を負うことになる。

(6) 被告西條、被告原口、被告高木及び被告小貫の責任について

被告西條、被告原口、被告高木及び被告小貫は、本件取引 II 当時、被告 I

D Tの代表取締役又は取締役として、被告 I D Tの業務に関し、監視監督義務を負っていたところ、前述のとおり、被告 I D Tが被告サクセスの原告■■■■■に対する不法行為について幫助していたにもかかわらず、それを止めさせ、もって業務の適正化を図ることを怠っていたのであるから、少なくとも重過失の監視監督義務違反が認められ、原告■■■■■に対し、旧商法266条の3第1項、民法719条に基づき、本件取引Ⅱによって原告■■■■■が被った損害を賠償する共同不法行為責任を負うことになる。

(7) 損害の有無及びその額

前記認定事実アのとおり、原告■■■■■は、本件取引Ⅱによって、407万円を支払ったのだから、原告■■■■■は、上記不法行為によって同額の損害を被ったことになる。

そして、原告■■■■■が本件訴訟を提起するに当たり委任した弁護士費用については、被告サクセス、被告西村、被告 I D T、被告西條、被告原口、被告高木及び被告小貫の上記共同不法行為と相当因果関係のある損害として、40万円を認めるのが相当である。

したがって、原告■■■■■が本件取引Ⅱによって被った損害は、合計447万円となる。

(8) よって、原告■■■■■は、被告サクセス、被告西村、被告 I D T、被告西條、被告原口、被告高木及び被告小貫に対し、民法709条、旧商法266条の3第1項の3及び民法719条に基づき、上記不法行為によって被った損害447万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

これに対し、原告■■■■■の被告■■■■■に対する請求は、上記のとおり、理由がない。

第4 結論

以上の次第であって、原告らの請求は、主文第1項及び第2項の限度で理由

があり，その余は理由がないから，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第16部

裁判長裁判官 生 野 考 司

裁判官 湯 川 克 彦

裁判官 藤 永 かおる

これは正本である。

平成21年1月30日

東京地方裁判所民事第16部

裁判所書記官 伊藤 淳

